

| 議長 | 副議長 | 事務局長 | 次長 | 係長 | 係員 |
|----|-----|------|----|----|----|
| | | | 一 | | |

平成29年11月1日

三沢市議会
議長 小比類巻 正規 殿

民生常任委員会

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 瀬崎雅弘 |
| 副委員長 | 加澤明 |
| 委員 | 遠藤泰子 |
| 委員 | 小比類巻雅彦 |
| 委員 | 森三郎 |
| 随行 | 田辺正英 |

(事務局次長)



旅行の復命について

先に旅行した結果について、次のとおり復命いたします。

記

- 1 目的 民生常任委員会行政視察
- 2 期間 平成29年10月18日（水）から20日（金）まで
- 3 視察先 兵庫県明石市・滋賀県近江八幡市

視察概要【明石市】

(1) 訪問日時 平成29年10月19日(木) 午前10時~

| | | |
|---------|----------------|-----------|
| (2) 対応者 | 明石市長 | 泉 房 穂 氏 |
| | 明石市議会副議長 | 尾 倉 あき子 氏 |
| | 事務局 | 本 田 貴 紀 氏 |
| | 明石市福祉局 | |
| | 子育て支援室地域支援担当課長 | 東瀬戸 洋 志 氏 |
| | 同 子育て支援課長 | 水 野 賢 一 氏 |

(3) 視察項目及び概要

- 「こども総合支援条例」について
- 「明石版こども食堂」について

【副議長あいさつ】－尾倉副議長－

来年4月には中核市に移行することとしており、平成31年には市制100周年、そして明石城築城400年を迎えることとなり、その準備を進めている。

【委員長あいさつ】－瀬崎委員長－

【こども施策についての考え方】－泉市長－

明石市こどもに関する施策の特徴は、すべてのこどもを、町のみんなで、本気で応援するという3つのコンセプトで行っていることである。予算においても、子どもの医療費を無料化や第2子以降の保育料を無料化などに20億円ほど要している。その分、人件費や公共事業の予算を削減して財源を生み出していたが、結果として、人口が増え、戸建ての住宅の建設などにより、民間需要が増大し、地域の経済も潤ってきている状況である。

「こども支援条例」については、市の考え方を安定的、継続的にやっていくという意味で、条例化をすることとなった。条例には離婚後の子どもの支援とか戸籍のない子供の支援など、既に市が取り組んでいることをしっかりと条文に書き込んで、これからも当たり前のようにやれるようにしている。条例の制定には小学生、中学生からの声も聞き、まちのみんなで条例を作り上げるという手法で行った。

「こども食堂」については、明石市では市内に1ヶ所を造るということではなく、すべての小学校区に造ることをはじめから掲げている。現在小学校が28校あり、子どもが歩いて行ける距離にこども食堂を作る考え方でやっている。現在17ヶ所までできており、1年後ぐらいにはすべてを作り上げる予定にしており、すべての子どもたちが行こうと思えば行ける、大人と触れあえる、大人側からすると地域の子どもたちに关心を持ち、交流できる場を作ることによって、地域でしっかり子供を支えるという機運を高めたいと思っている。こども食堂は月1回か2回であるが、地域の

こどもを気にするようになり、情報を行政に寄せていただき、担当者が家庭訪問を行うというイメージである。

このようなこども施策が功を奏し、4年続けて人口が増加し、特に今年に入って加速しており、1,800人以上増えている状況にある。内訳としては、神戸市や姫路市という大都市から小さい明石市に移り住んでいるのが特徴となっている。しかも、来ているのは30歳前後しか来ていないことから、個人市民税が5年前と比べて6億円の增收となっている。また、税金を納める層はお金を使える層なので、地域の経済も回復してきていると同時に、地価も上がってきているため、固定資産税、都市計画税が12億円增收となっている。さらに、住民票上の人口が30万人を超えており、来年度から事業所税を課すことにより3億円の增收、占めて21億円の增收につながることとなり、結果としてこどもの施策に20億円かけて、21億円の增收という構図になっている。当初は、さまざまな問題もあったが、結果として、町のみんなでこどもを応援することが、町の発展につながるということが、現在では共通理解となっている。

(質疑応答)

Q こどもに対する施策は市長のトップダウンの政策?

A 選挙の公約として掲げている政策であり、そういう意味ではトップダウンと言える。

Q 移住して方の仕事は?明石市で再就職となっているのか?

A 明石はもともとベッドタウンであり、大阪までの小1時間で行けるため、移動しても仕事自体は変わっていない。そのため、雇用施策をしなくても、住みやすい街を作るだけで人が来るという特徴がある。(土地が狭いため企業誘致は困難)

【こども食堂について】

明石市のこども食堂は、すべてのこどもたちを対象としており、単に食事の提供だけではなく、遊びの場、学習の場、地域のあらゆる世代との交流の場として位置付けており、そこでこどもの置かれた状況やこどもが感じる不安、心配事を早期に把握して、関係機関との連絡、行政サービスにつなげるとともに、平成31年4月に児童相談所が開設されるので、そことの連携も視野に入れている。また、今年8月1日号の広報でこども食堂の特集をし、その中で、こども食堂ボランティア募集として、初めから開設するのは難しいと思われる所以、とりあえず今あるところのこども食堂に関わってみませんかということで、当日の手伝いや食材の提供などを募集したところ、特に食材の提供が多くあり、中には5kgの米を17袋買って、すべてのこども食堂に届けてほしいという声もあり、市民の機運も高まっていると感じている。運営については、NPO法人や街づくり協議会(小学校区単位)、地域ボランティア、ホテルや飲食店など様々な運営主体により実施されており、開設場所もコミュニティセンターをはじめ、デイサービスや企業の社員食堂、ホテルの連ストランなど多彩に行われている。開設する時間帯は、平日の夕食時間が多く、次いで土日の昼食時間帯となっている。概ね月1回開催されており、10名から30名ほどのこどもが参加している。

運営の支援については、社会福祉協議会助成金の交付や運営のサポートを依頼しており、運営費として1回につき2万円、特別助成（初期費用）として5万円、衛生管理者養成講習費8千円を助成している。また、マニュアルの提供やチラシ配布の支援も行っている。

今後については、現在、モデル事業として行っているので、あまり細かいことは言わずに、いろいろな団体に、いろいろな場所で実施してもらっているが、これまでの事業を検証して、制度の見直しを行いながら進めていきたいと考えている。

事業実施の成果、効果としては、運営されている方からの情報提供や、食材の提供、運営に参加等により、地域において子供を守るという機運が高まっていると感じている。全28小学校区に展開していきたいと考えている。これまで見えてきた課題もあり、スタッフの確保、調理場所の確保、地域住民の理解といったものがあるので、見直しを行いながら、今後進めていきたい。

（質疑応答）

Q 児童館との関係はどのようにになっているか。

A 明石市では、コミュニティが活発であり、想定されているような児童館はない。

Q 県と市の助成金は重複することは可能か。

A 昨年までは大丈夫であったが、兵庫県の方針としては県内全域に広げたいとの考え方から、独自に補助があるところは遠慮願いたいとのこともあるって、今年度から認めないということになっている。

Q 運営者から子供に関する情報があった時の市の対応は。

A 家庭訪問や相談等に生かしていき、地域とも共有したい。

Q 受け入れ人数を拡大する考えは。

A 場所の確保が難しいが、回数を増やすようにして多くの子どもたちに利用されるようにしていきたい。

Q 学校との関係はどのようにになっているか。家庭科室等を利用できればキャパも広がると思うが。

A これまで1か所は学校の家庭科室を使っている。また、敷地内のコミセンで行っているところもある。学校には、チラシの配布等もあるので、市としてもお願ひはしている。また、学校としての制約や設置団体の意向もあるので、すべて学校で行うこととは考えていない。

Q 土日と平日ではくる子供たちはどちらが多いか。

A 半々ぐらいである。

【こども総合支援条例について】

明石市にはこどもに関する条例がなかったことから、こどもを核とした街づくりを積極的に推進する中で、その取り組みを総合的かつ継続的に推進して、効果的な支援を図るために、条例が必要ではないかということで、昨年度検討をしている。条例については、常任委員会において制定を表明し、進捗状況を適宜委員会に報告しながら作っていったものである。スタンスとしては、関係機関の意見を幅広く聞きながらメニューを作り、議会にも進捗状況を報告しながら進めた。意見聴取については、こ

ども・子育て会議や地域学習支援団体などの関連団体のほか、小学生、中学生、高校生からも意見を聞いており、その他にも市の審議会等にも説明し意見を聞いている。そのため、条例の制定について、検討委員会のようなものも設置はしていない。スケジュールについては、9月下旬にパブリックコメントを実施し、その後12月に市議会に条例案を提出し、今年4月1日に条例を施行している。

条例の特徴は、市が進める特徴のある施策の明文化(離婚前後の子どもの養育支援、戸籍のない子どもへの支援、妊娠期からの切れ目のない子ども・子育て支援)をしている。2つ目は、子どもの定義を20歳とし、すべての子どもを対象として支援を行うこと、3つ目は、支援の主体はすべての人として、市、市民、保護者、学校等の責務を明記し、4つ目は、支援の方法を幅広く行うこと、最後に5つ目として、子どもの声を反映させた条例ということで行っている。連携して支援をしていくこととしている。

条例の基本理念としては、(1) 3つのすべて(すべての子ども、まちのみんなで、総合的に)、(2) いち早く(早期把握、早期支援、国を待たずに)、(3) 子ども支援は、まちの未来への投資の3点を掲げている。なお、条例についてはあくまでも理念条例となっており、各施策の進捗管理をしていくものではないが、今後、子ども施策を新たに考える場合に、この条例の趣旨に沿っているかというよりどころになるようなことで定めている。明石市は子どもを核としたまちづくりに取り組んでおり、この条例を制定していることが発信力となり、人口の増加等に好影響を与えていたと考えているほか、策定過程において各団体と話し合いをしながらやっているので、お互いの連携がしやすくなっているということが条例策定の効果だと考えている。

(質疑応答)

Q 経済的に困難な家庭の子どもへの支援や離婚前後の子ども養育し戦闘の項目もあるが、どのように見極めをしているのか。

A 例えば、離婚前後の養育支援については、所管は市民相談課になるが、弁護士による離婚に対する法律相談を行っており、明石市では離婚後の養育費の取り決めやその後の連絡等についてもきちんと決めるという様式を作り、離婚の届を出しに来た方へその様式を渡している。

Q 戸籍のない子どもへの支援もあるが、そういう子供が結構いるのか。

A 数は少ないが、何らかの事情で戸籍を作れない子供もいる。その際には、担当職員がどのようにして戸籍を作ればいいのかということの支援を行っている。

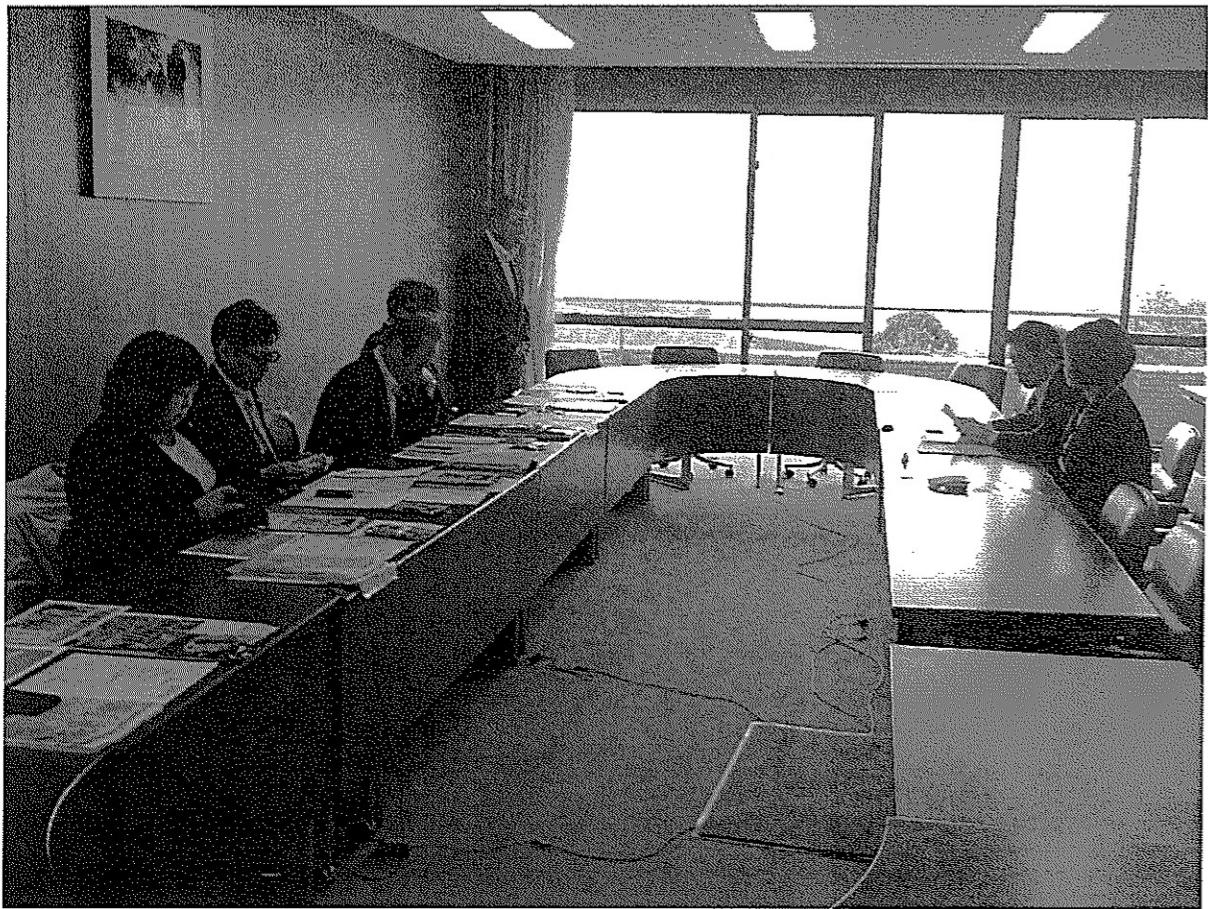
Q 里親100%プロジェクトとは。また、既に実施しているのか。

A 事業は今年度からスタートしている。里親家庭は現在22名が登録されており、特に就学前の児童については、施設に預けるよりも家庭的な養育が一番いいということで行っている。現在7名の児童が里親に預けられている。

Q 条例には幅広い項目が載っているが、各担当課では規則を制定して運用しているのか。

A 特に規則等は設けていない。





視察概要【滋賀県近江八幡市】

(1) 訪問日時 平成29年10月20日(金) 午前9時30分～

| | | |
|---------|------------------|--------|
| (2) 対応者 | 近江八幡市議会副議長 | 片岡信博 氏 |
| | 議員 | 重田剛 氏 |
| | 事務局 | 森 恵 氏 |
| | 近江八幡市環境エネルギーセンター | |
| | 参事 | 藏立清和 氏 |
| 同 | 環境課主査 | 川村力応 氏 |

(3) 視察項目及び概要

○近江八幡市環境エネルギーセンターについて

【副議長あいさつ】－片岡副議長－

【委員長あいさつ】－瀬崎委員長－

【近江八幡市環境エネルギーセンターについて】

近江八幡市環境エネルギーセンターは、昨年7月末に竣工し、8月1日から供用を開始している。近江八幡市は、旧近江八幡市と旧安土町が合併しており、昨年度は旧近江八幡市ののみ収集、処理する形でスタートしたが、今年度からは全市域収集、処理をしている。

当該施設は、従来あった第2クリーンセンターの老朽化により計画され、①安全・安心で経済性に優れた施設づくり、②環境負荷を低減し地域循環圏の確立と5R推進に寄与する施設づくり、③周辺環境との調和と地域特性に配慮した施設づくりをコンセプトとして整備を行った。また、事業運営については、県内初となるDBO方式を採用している。

施設の概要は、敷地面積は44,815m²、建築面積6,990m²、延床面積10,497m²であり、煙突の高さは59mとなっている。施工期間は平成25年12月から平成28年7月までであり、運営期間は平成28年8月1日から平成48年3月末までの役20年間となっている。また、4施設が配置されており、管理棟、軽量棟、熱回収施設、リサイクル施設の4施設が配置されている。また、施設の運営については、特別目的会社(SPC)である近江八幡エコサービス(株)が行い、役20年間維持管理に当たることとなっている。

施設の規模は、ストーカ方式で、76t/日(38t/日×2炉)となっており、焼却に伴う熱エネルギーを発電と隣接する温水プールに供給を行っている。

建設候補地の選定に係る経緯については、平成19年9月に施設の受入れについて、旧近江八幡市内全自治会を対象として攻防を実施したが、最終的に応募は1件もなかったため、平成22年5月に再度受入意向調査を行ったところ、3地区から申し出が

あり、地質調査等の各種調査を行った結果、現在の場所に決定した。なお、受け入れた自治会には環境まちづくり交付金（総額1億円、有効期間は平成26年度から10年間）を交付している。（公民館建設に補助したため、今年度で終了）

建設費及び運営費については、施設整備費は約60億7,200万円であり、その内循環型社会形成推進交付金約2億5千万円、起債役32億円、市費約6億2千万円となっている。運営費は、19年8ヶ月で約84億2千万円となり、従来の施設と比較すると、約3億円程度の削減が見込まれている。

今後の課題としては、約20年間という運営期間における市のモニタリング体制を確立していく必要があるということであった。（修繕・SPCの財務状況等）

（質疑応答）

Q 入札状況は。

A 総合評価落札方式により行い、当初は3社の応募があったが、2社が辞退し1社だけとなつたが、当初1社入札は認めていなかったため一旦は中止した。再度募集した結果、1社の応募だけであったが、仕様書に沿った提案であったため、そこを選定した。

Q 土地の価格は

A プールの土地も一緒に取得して、面積は4.5haであり、約2億8千万円で購入した。

Q 20年の運営とその後5年間は大規模修繕をしなくて済む状況で引き渡すこととしているが、25年後以降の状況はどのように考えているか。

A 基本的に建物の寿命を25年間としており、その後の状況については、今後検討することになると思う。（その後の技術がどのように変化しているかわからない）

Q 施設の見学等の状況は。

A 市内の小学4年生については、全員社会科見学で来ている。また、行政視察や各自治会等の見学もあり、平均すると週2,3回ぐらい対応している。

Q 資源等の売却益はどのようになるのか。

A 資源の売却、計量の手数料、売電すべて市の歳入となっている。ただし、発電については、計画の発電量を超えた部分については、売電した金額の1/2を運営業者にキャッシュバックしている。



